

関原発 第144号
2022年 6月17日

経済産業大臣
萩生田 光一 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

美浜発電所第3号機原子力発電工作物に係る
使用前検査申請書の記載内容変更について

2021年4月23日付け関原発第43号で申請（2021年8月2日付け関原発第307号で申請書の記載内容変更）しました美浜発電所第3号機原子力発電工作物に係る使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前検査申請書

美浜発電所第3号機

使用前検査申請書番号

関原発第 43号 (2021年 4月23日)

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第307号 (2021年 8月 2日)

2. 変更内容及び理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

2021年8月2日付け関原発第307号の申請書記載事項

検査希望年月日	(一号) 自 2021年 8月 5日 至 2022年 <u>9月</u>
	(五号) 自 2022年 <u>8月</u> 至 2022年 <u>9月</u>
使用開始予定年月日	2022年 <u>9月</u>
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	2021年 4月23日 2021年 8月 2日

(下線は変更部分)

(変更後)

検査希望年月日	(一号) 自 2021年 8月 5日 至 2022年 <u>7月28日</u>
	(五号) 自 2022年 <u>7月19日</u> 至 2022年 <u>7月28日</u>
使用開始予定年月日	2022年 <u>7月28日</u>
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	2021年 4月23日 2021年 8月 2日 <u>2022年 6月17日</u>

(下線は変更部分)

2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書

添付資料のとおり

2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更なし

変更理由

検査工程の見直しに伴い、「検査希望年月日」及び「使用開始予定年月日」を変更する。

併せて、「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」の申請日を追加する。

<添付資料>

「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

2021年8月2日付け関原発第307号の申請書記載事項

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2021年			2022年								
	7月	8月	9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
美浜発電所3号機 原子力設備 原子炉格納施設												
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border-top: 2px solid black; width: 100%;"></div> <div style="text-align: center;">工事期間</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border-top: 2px solid black; width: 100%;"></div> <div style="text-align: center;">△ 使用前検査(一号)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border-top: 2px solid black; width: 100%;"></div> <div style="text-align: center;">▲ 使用前検査(五号)</div> </div>											

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能検査

(変更後)

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2021年			2022年				
	7月	8月	9月	4月	5月	6月	7月	8月
美浜発電所3号機 原子力設備 原子炉格納施設					工事期間			
					△ 使用前検査 (一号)			
							↔ ▲ 使用前検査 (五号)	

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能検査

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、使用前検査申請書中「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」とあるのは「原子炉等規制法第43条の3の11第3項の確認のための申請をした場合は、その年月日」と読み替えるものとする。